

土砂災害から身を守る

避難計画図の作成

セーフコミュニティちちぶ

秩父市は、比較的災害の少ない地域ですが、埼玉県が指定する土砂災害警戒区域の指定が1,100か所以上あります。

そのため、大雨時には土砂災害発生危険性も高く、また、土砂災害が発生すると、一瞬にして多くの生命や財産を奪ってしまうことから、日ごろからの備えが求められています。

一般的に土砂災害は、突発的に発生し、一定の区域内に被害が集中する部分的な災害ですので、危険区域から、安全な場所までの避難経路が重要となります。

そこで、災害時の安全対策委員会では、久那地区および白久地区をモデル地区として、大雨による土砂災害からの避難計画図を作成しています。

この避難計画図は「逃げ地図」と呼ばれ、災害時における津波からの避難を想定し、作成されたものですが、この手法を大雨時の土砂災害からの避難計画図に利用しています。



避難経路確認ワークショップの様子

避難計画図の作成にあたっては、明治大学の協力のもと、地域の関係者が中心となり、作成をします。まず、危険区域と、避難場所の確認をした上で、避難する際の経路と避難に要する時間を地図上に記入します。そして、土砂災害の危険が高い場所や、土砂などで避難経路が遮断される危険箇所などを話し合い、地区ごとに安全な避難経路

を地図にまとめます。完成された避難計画図は、地域住民へ配布し、地区防災訓練などに活用し、避難経路を実際に歩いて確認しています。近年、異常気象による集中豪雨や大型の台風が発生しています。委員会では、この取り組みを他の地区へも展開し、地域と協働による防災体制の整備を目指しています。



上白久町会避難計画図

災害は、いつ発生するか分かりません。災害時の安全向上のため、地域の皆さんのご協力をいただきながら、関係機関と連携し、引き続きさまざまな取り組みを積極的に展開します。

☎危機管理課 22-2206

「避難計画図を利用した防災訓練の実施」



9月3日の防災訓練一実施日に合わせて、上白久町会では避難計画図を利用した防災訓練を実施しました。

当日は、9時のサイレンが鳴ると、避難計画図を基に、避難ルートを確認しながら、地区で指定した避難場所まで避難を行いました。避難場所までの実際にかかった時間や、避難されなかつた方の安否確認なども行い、実践さながらの訓練が行われました。

参加者からは、「安全に避難できるルートが分かって安心した」、「早めの避難が大切だと思った」、「危険を感じたら訓練どおり避難したいと思う」などの感想がありました。

また、避難する際の備蓄品グッズの披露も行われ、普段からの備えの大切さについて勉強しました。

☎危機管理課 22-2206

秩父市消防団特別点検

消防団特別点検は、点検者（秩父市長）により消防団員の職務遂行に必要な、服装規律、機械器具および消防操法訓練などが総合的に点検されます。



また、市民の皆さんに消防団の日ごろの訓練成果をご覧ください行事です。

と き 11月5日(日)午前9時開始

ところ 影森グラウンド

※雨天等により内容が変更になる場合があります。

特別点検当日の午前9時にサイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようご注意ください。



☎消防団事務局
☎21-0127

「秩父市と秩父市内郵便局との地域における協力に関する協定」を締結

8月21日、秩父市と日本郵便株式会社秩父郵便局は「秩父市と秩父市内郵便局との地域における協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、秩父市内における高齢者や子ども等、地域の見守り活動や道路の損傷、不法投棄等を発見した場合の情報提供や、大規模災害が発生した場合に、市の要請を受け、緊急車両の提供や郵便物の料金免除等を実施していただく内容となっています。

市では引き続き、各分野との協力体制の整備を積極的に進め、防災対策に万全を期してまいります。

☎危機管理課 ☎22-2206



事業者の皆さん

秩父市「くらしの便利帳」 協働発行にご協力を!

市役所での各種手続きや施設案内などの行政情報をまとめた「くらしの便利帳」を今年度、内容を更新して発行します。



この便利帳は、行政情報に加え、地域の情報や事業者の広告などが掲載され、実用性の高い冊子となり、平成30年4月ごろ毎戸配布する予定です。作成費は、掲載する広告料で賄い、(株)ゼンリンとの官民協働事業として実施するため、市の負担は伴いません。

今後、くらしの便利帳に広告を掲載していただける事業者を募集するため、同社が事業者の皆さんを訪問しますので、ぜひご協力をお願いします。

☎秘書広報課 ☎22-2505

道路に乗り入れ（段差解消）ブロック などを設置しないでください

敷地と道路との段差を解消するため、市道や国道、県道上に乗り入れ用のブロックや鉄板、プラスチック製ステップなどを設置することは、道路法で禁止されています。こうした物件の設置により、歩行者や自転車・バイクの転倒事故が発生する危険性があり、設置者の責任を問われる場合があります。

また、道路上の雨水の流れが妨げられ、道路冠水の原因になることもありますので、段差解消ブロックを設置している場合は、撤去をお願いします。

なお、自宅や駐車場への出入りのため段差を解消したい場合は、道路法24条に基づく手続きにより、工事費用自己負担で、道路の歩道部分や縁石などの切り下げ工事を行うことができます。詳しくはご相談ください。

☎【市道について】道路管理課 ☎26-6861

☎【国道・県道について】埼玉県秩父県土整備事務所管理担当

☎22-3715

